

速記録

吉野川水系河川整備計画【原案】公聴会 (上流域) 土佐町会場

日 時 平成21年2月22日(日)

午後 1時 0分 開会

午後 2時 1分 閉会

場 所 土佐町保健福祉センター 2階 あじさいホール

〔午後 1時 0分 開会〕

開会

河川管理者

皆さん、こんにちは。本日は休日のご多忙な折にもかかわらず、お集まりいただきまして、まことにありがとうございます。ただいまから「吉野川水系河川整備計画【原案】公聴会上流域：土佐町会場」を始めさせていただきます。

私、本日の司会を務めます国土交通省四国地方整備局河川計画課長の岩男です。どうぞよろしくお願いいたします。それでは、座って進行させていただきます。

まず初めに、傍聴者の皆様にお願いがございます。本公聴会の円滑な議事進行のために、事前にお配りしております「傍聴にあたってのお願い」及び「公聴会の傍聴規定」の遵守にご協力くださいますよう、よろしくお願いいたします。

本日の公聴会につきましては、議事次第に基づき進行させていただきます。開会のあいさつの後、原案概要説明、公述の進め方の説明を行いまして、その後、公述人による意見陳述を行っていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは、本公聴会の主宰者を代表しまして、国土交通省四国地方整備局河川調査官の新井田より開会のごあいさつを申し上げます。

新井田調査官、よろしくお願いいたします。

開会挨拶

河川管理者

皆さん、こんにちは。会の冒頭に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。四国地方整備局の河川調査官をしています新井田と申します。本日はお忙しいところ、吉野川水系河川整備計画の公聴会にご参加をいただきまして、ありがとうございます。

この整備計画につきましては、既にご案内のとおりかと思えますけれども、平成18年6月に素案を公表して以来、現在までに既に2年半以上が経過しておりますが、この間、学識者の方々や住民の方々、また市町村長の方々、そういったさまざまな方々からそれぞれのお立場で、2700件を超える多くのご意見をちょうだいしてきております。こういったご意見を踏まえて、整備局としましては平成18年12月には修正素案、平成19年10月には再修正素案、そして昨年12月には原案というような形で、当初の素案に修正を加えてまいりました。本日は、この原案に対しまして再修正素案からの修正点を初めとして、これまで

ちょうだいしてきた意見の再確認の意味も含めまして、公聴会という形で改めて住民の皆さんのご意見をちょうだいしたいというふうに考えております。

また、本日公述される方以外の方々につきましても、これまでと同様にパブリックコメントという形で3月15日までの間、ご意見を募集しております。本日の公述内容も参考にさせていただきまして、ご意見を提出していただければというふうに思っております。

本日の公述人の方々のご意見やパブリックコメントの内容につきましては、また後日こちらのほうで整理をさせていただいて、整備局としての考え方を付して公表させていただくとともに、こういったご意見をできるだけ反映した形で整備計画の最終案を作成していきたいというふうに考えております。

最後になりますけれども、我々としましてはできるだけ住民の方々のご意見を反映した整備計画にしていきたいというふうに考えておりますので、本日会場にお越しの傍聴人の方々も含めまして、今日の公聴会が円滑に進行でき、実りある会になりますことをお願い申し上げます。簡単ではございますが、冒頭のごあいさつとさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

河川管理者

ありがとうございました。

それでは議事に先立ちまして、傍聴者の方々に配付しました資料のご確認をさせていただきます。封筒内に、今回ご用意した資料すべてが入っておりますが、その中の「配付資料一覧」、またはスクリーンのほうにそれぞれの資料を映し出しますので、いずれかを見ながらご確認いただければと思います。

それでは、資料番号により資料の確認をさせていただきます。

まず資料1といたしまして「公聴会 議事次第」。資料2といたしまして「公述希望届出書」、これは今回の上流域会場の分だけでなく、先週行われました下流域、中流域の分についても一緒につけております。資料3といたしまして「傍聴にあたってのお願い」。資料4といたしまして「吉野川水系河川整備計画公聴会規則」。資料5といたしまして「吉野川水系河川整備計画に係る公聴会の公述規定」。資料6といたしまして「吉野川水系河川整備計画に係る公聴会の傍聴規定」。資料7といたしまして「吉野川水系河川整備計画 策定の流れ」。それから資料8といたしまして「吉野川水系河川整備計画【原案】の閲覧等について」。以上が資料番号を付した資料でございます。

あと、資料番号をおつけしておりませんが「意見記入用紙」、はがきの付いた「意見

募集チラシ（パブリックコメント）」、「吉野川水系河川整備計画【原案】 - 要旨 - 」、それから「吉野川水系河川整備計画【原案】（白黒版）」、以上が入っております。

なお、原案策定までにいただいたご意見に対する四国地方整備局の考え方の冊子につきましては、受付時に必要な方のみ配付をさせていただいております。

不足している資料、またご必要な資料等ございましたら、お手を挙げていただければ、スタッフがお伺いして準備をさせていただきますので、遠慮なくお手を挙げていただきますよう、よろしくお願いいたします。

原案概要説明等

河川管理者

それでは、議事に入りたいと思います。まず初めに、原案の概要等について事務局よりご説明いたします。

河川管理者

吉野川ダム統合管理事務所調査・品質確保課の大西利幸と申します。よろしくお願いいたします。それでは、座って説明させていただきます。

吉野川水系河川整備計画について説明させていただきます。河川整備計画の策定に向けて学識者、流域市町村長、流域住民の方々から素案等に対しまして35回の意見を聴く会などの取り組みにより、2706件の意見をいただき原案を作成しております。

まず原案における再修正素案からの主な修正点について、1点目は地球温暖化に対する取り組みについて、昨年6月に社会資本整備審議会より基本的な方向性が示されましたため、必要なものから取り組む旨を追記しております。

次に旧吉野川、今切川の浸透対策の追記、その次に地震対策などを追記しております。

それでは、河川整備計画原案の要旨につきまして上流域に関することを抜粋して説明させていただきます。お手元に原案の要旨をお配りしておりますので、そちらもあわせてご覧いただければと思います。

まず7ページのダム管理における現状と課題としまして、早明浦ダムでは計画最大流量を超える放流の実施を余儀なくされた経緯があり、治水機能の向上が求められています。また、柳瀬ダムでは当初の想定を超える量の土砂が堆積しており、早明浦ダム等においても年数に応じて想定していた堆砂量を上回っているため、今後とも堆砂除去などの対策を行っていく必要があります。

続きまして、「４）河川の適正な利用及び河川環境の現状と課題」について説明します。

吉野川は四国４県で利用される重要な水源となっています。下流の流量が少なくなつたときには、早明浦ダムから必要な水を補給することにより下流の流況を安定化し、水道用水、農業用水、工業用水などの安定供給を図っています。

しかしながら、早明浦ダム、銅山川ダム群では頻繁に取水制限が実施されていることに加え、今後地球温暖化に伴う気候変化による渇水リスクの増大が見込まれることから、さらなる関係機関の連携、合理的な水利用に努める必要があります。

水質について見ると、早明浦ダムでは洪水時等において濁水の長期化が問題となっており、濁水軽減のための改善対策を続けていますが、近年の濁水長期化の発生もあり、さらなる対策が求められています。

河川空間の利用という観点では、ダム周辺施設により地域イベントの会場や来訪者の憩いの場としての利用もされています。また自然豊かなダム湖周辺では、環境学習や水源地域と受益地域の交流の場としても有効に活用されており、地域活性化策として水源地域ビジョンにも取りまとめられています。今後も多くの人々がより一層川と親しむことができるよう、人と川との触れ合いに関する施策について取り組む必要があります。

このような現状、特徴、課題などを踏まえ、「（１）安全で安心できる吉野川の実現」、「（２）河川本来の自然環境を有する吉野川の再生」、「（３）地域の自然・景観・社会環境に調和し個性ある吉野川の創造」、この３つを河川整備の基本理念として、関係機関や地域住民との情報共有、連携の強化を図りつつ、治水・利水・環境にかかわる施策を効果的かつ総合的に展開します。

本整備計画は、吉野川水系河川整備基本方針に沿って、吉野川の総合的な管理が確保できるよう、河川整備の目標及び実施に関する事項を定めるもので、対象区間は吉野川水系の国管理区間とし、対象期間はおおむね30年となっています。この基本理念にのっとり、要旨11ページ以降でそれぞれの項目について目標を定めています。

この中でダム管理に関する目標としては、関係機関と連携し、効率的なダム管理に努めるとともに、施設の適切な維持管理を実施します。また早明浦ダムでは洪水調節機能の確保を図る一方、柳瀬ダムでは放流能力の向上及び堆砂除去等により治水・利水機能の回復及び向上を図ります。

続いて、「４）河川の適正な利用及び河川環境の整備と保全に関する目標」です。ま

ず、河川水の適正な利用を図るため、流水の正常な機能や水利用の現状を十分に考慮し、関係機関と調整を図りながら、その適正化や合理化に努めるとともに、渇水時の被害を最小限におさえるための対応策について検討します。

河川環境について早明浦ダムに関しては、濁水の長期化の改善について検討し、実施していきます。

河川空間の利用については、人と川との触れ合う場などについて、河川環境との調和を図りつつ、よりいっそう川に親しむことができるように努めます。

以上が河川整備の目標に関する事項になります。

ここから、目標に対して実施していく河川整備の内容について説明します。「1）洪水、高潮等による災害の発生防止または軽減に関する事項」として、「上流ダム群の改良等」としましては、上流ダム群の洪水調節機能の確保に向け、早明浦ダム、柳瀬ダムでは低い貯水位でも確実に放流できるよう施設を改築し、早明浦ダムでは洪水調節容量を増大させます。

池田ダムにおいては、河道整備流量の安全な流下を図るため、貯水池周辺の浸水箇所において堤防の新設、宅地嵩上げなどの対策を行います。

次に、「2）河川環境の整備と保全に関する事項」として、河川空間の整備と適正な利用に関しまして河川利用の推進と体験活動の充実を図り、魅力と活力ある地域形成のため、地域と一体となった空間整備を行うものとして、ダム貯水池周辺整備については関係機関と連携して、こちらに示しますようなダム環境の整備や利便性の向上などを行います。

「3）河川の維持の目的、種類及び施行の場所」に関しては、「ダムの維持管理」としまして上流ダム群の統合管理により、流域全体の視点に立った効果的な流量調節を行います。またダムや水文観測所などの河川管理施設の適正な管理、貯水池機能保全のための流木処理や堆砂対策など適切に行い、除去した流木や土砂は可能な限り有効活用を図ります。

河川の利用に対しては、安定した取水と流水の正常な機能維持のため、河川の水量・水質の監視や既存の河川管理施設の適正な管理、利水者に対する指導など、適切な流水管理を行います。渇水時には関係機関や水利用者などと流況などの情報を共有し、円滑に渇水調整を行い、節水などの啓発活動を行っていきます。また既存の水資源開発施設の有効利用を含めた異常渇水への対応の検討を行います。

水質の保全については、早明浦ダムにおける濁水の長期化を軽減するために、選択取

水設備の運用や底泥除去を継続して実施するとともに、さまざまな検討及び対策を今後も引き続き行います。また銅山川についても関係機関と連携し、さらなる環境改善について検討していきます。

河川空間の整備と適正な利用に向けて、身近な生活の場として人々に潤いややすらぎ、憩いを与え、人と人が触れ合うことができる快適な水辺空間を管理していきます。

さらに、川に親しむ取り組みとして、環境教育の支援や地域住民と連携した河川愛護活動などの地域住民の吉野川に対する関心を高める活動を行います。

最後になりますが、吉野川流域が抱えるさまざまな課題を解決するため、地域住民、自治体、関係機関、河川管理者などが吉野川流域の情報を共有し、連携、協働して取り組んでいきたいと考えております。

以上で、吉野川水系河川整備計画についての説明を終わらせていただきます。

河川管理者

どうもありがとうございました。

公述の進め方について

河川管理者

それでは、公述に先立ちまして公述の進め方についてご説明させていただきます。

まず、公述人の申込状況及びその選考についてご報告いたします。公述希望届出書の募集期間は、12月26日から1月23日までの29日間ございました。上流域会場につきましては、受付総数が5名ございました。この受付総数5名の中から選考基準としまして公表されているものから、吉野川流域内の市町村にお住まいの方の意見であること、それから意見要旨及びその理由が原案の内容に関するもので論旨が明確な意見であること、流域内の意見の多様性や地域性などを審査した結果、5名全員を公述人として選定いたしましたが、公述人選定の通知の際に1名の方が公述を辞退されました。また、公述人の方につきましては、本日所用により欠席するとのご連絡をいただきましたので、本日は3名の方々に公述をお願いしております。

なお、公述人の方々のお名前につきましては、今回個人情報保護の観点から当方からは申し上げますので、ご了承ください。

次に、公述に当たっての注意事項を申し上げます。資料にあります「吉野川水系河川整備計画公聴会規則」及び「吉野川水系河川整備に係る公聴会の公述規定」を抜粋して説明

しますので、ご覧ください。公述につきましては、この公聴会規則及び公述規定に従い実施してまいります。

まず、公述意見につきましては、公述希望届出書の内容の範囲内で、吉野川水系河川整備計画【原案】に対する意見についてご発言をお願いいたします。

公述人の方は決められた公述時間内で陳述をしていただきます。公述人の持ち時間は1人15分を予定しております。他の方の公述もありますので、時間厳守をお願いいたします。まず公述開始後12分で一鈴の合図を送ります。その後、15分経過後で再度二鈴の合図を行います。最後に16分経過後に三鈴の合図を送ります。三鈴以降の発言につきましては、司会のほうから中止をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

公述人の方々におかれましては、これら注意事項を遵守しまして、円滑な会議運営にご協力をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

また本日ご発言いただいた公述内容及び公述に関する配付資料につきましては、個人名、不適切な発言等を除きまして、後日吉野川水系河川整備計画ホームページにて公表させていただきます。

最後に、傍聴者の方々についての注意事項を申し上げます。資料にあります「吉野川水系河川整備に係る公聴会の傍聴規定」及び「傍聴にあたってのお願い」をご覧ください。

会場内では携帯電話は電源をお切りいただくか、マナーモードにしてください。会場内の撮影、録画、録音等を行わないでください。公述人及び主宰者への質疑を含む発言や公述への批判、可否の表明、野次、拍手、私語などを行わないでください。プラカード等は出さないでください。会場内でのビラ、資料等の配付は行わないでください。これらの禁止事項や公聴会の秩序を乱す行為を行った場合につきましては、その行為を中止させていただきます場合がありますので、ご了承ください。また、傍聴者の方が中止命令に応じない場合には、公聴会の会場からの退場を命じさせていただきます場合がありますので、ご了承ください。

ご意見、ご質問がある場合には、配付しております意見記入用紙、もしくははがき付きの意見募集チラシにご記入の上、ご投函いただければ、パブリックコメントとしてお取り扱いさせていただきます。意見記入用紙につきましては、受付に回収箱を用意しておりますので、そちらのほうへ投函していただきますよう、よろしくお願い申し上げます。またはがき付きの意見募集チラシにつきましては、3月15日までに郵送等により送付していただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

また会場内は禁煙となっております。喫煙につきましては、会場の出口横のベランダのほうなどに喫煙場所がございますので、そちらのほうにてお願いをいたします。また会場内では、飲み物の持ち込みは構いませんが、弁当等の飲食は禁止しておりますので、ご了承ください。

以上で公聴会の進め方に関する説明を終わります。

河川管理者

それでは、ただいまから公述を始めます。先程もご説明しましたとおり、公述人の方につきましては、本日所要により欠席とのご連絡をいただいておりますので、公述人の方より始めさせていただきます。

準備の都合がありますので、しばらくお待ちください。

それでは公述人の方、壇上へお上がりください。公述人の方、公述をよろしくお願いいいたします。

公述

公述人

皆さん、こんにちは。私は吉野川中域の大豊町谷地区で区長の任を受けております。本日、公述の機会を賜りましたことを厚く御礼申し上げます。

何分私自身、浅学非才の身でございますので、内容に理解が十分でないところがあるかと思いますが、ご了承願いたいと思います。また本日、私が申し上げる内容は、平成18年12月の吉野川水系河川整備計画に基づいておりますので、多少話が後先になっておるようなこともあろうかと思っておりますので、ご了承を願いたいと思います。

本日は何分時間が15分ということで限られておりますので、焦点を絞って公述したいと思っております。

まず1つ思いますことは、この計画を読みまして、いわゆる中流域が国の直轄区間から除かれているということでございます。中流域は非常に流域面積が広く、また森林資源等が豊富でございまして、全体として読んで受けた印象と申しますのは、上流と下流に厚く、中流域はそうでもないのではないかなと。とりわけ国の管理下にある早明浦ダムの直接影響を受ける直下流にある本山町、大豊町の流域住民はその思いが非常に強いと思えます。

そして、私自身が非常に危惧していることがございまして、直轄外の区域は県に任せ

るということのようでございますが、いざ運営、管理することになりましたら、財源はどこに求めるかという財政権の問題、そして誰にやらせるのか、その責任の所在をどこに置くのかという広義の意味での人事権の問題、そしてどこをどのようにするのかという政策決定権の問題で国と県の間に行き違い、事柄によっては衝突が起こって流域住民が非常に不利益をこうむることはないのかということです。そこで、国と県との間にやはり常設の協議機関を設置してもらいまして、絶えず調整する必要があるかと思えます。それは是非にやっていただきたいというように考えております。

また、当地区が除外された理由は、過去に重大な災害がなかったということでございますが、近年数十年に一度、数百年に一度という異常気象、異常災害が数年に一度というような割合で起きておるという見解がございます。私はこれは正しいと思えます。確かに過去にそういう重大なことが起こらなかったかもしれませんが、もちろんこれから先も起こってもらいたくはないし、そんなことは望んでおりませんが、もしもの場合、予想を超えとか想定外のというようなことを言われましても、これは住民としては非常に受け入れがたいものがあるかと思えます。

また、自然災害による行政裁判の経過をちょっと見ておりますと、無過失責任ということ非常に問われる傾向があると承知しております。そうした場合には、県だけではどうしても限界がありますし、いわば被害人といえますか、そういうような救済ができないというようなことも十分考えられます。

したがいまして、この吉野川水系の計画につきましては、やはり中流域も直接国の直轄の中に是非入れて、それでやっていただきたいというふうに私は考えております。もちろん、それは法律的な制約とかそういうのがあれば、やはりそれは改正も必要ではないのか、省令に基づくものであれば、それはもっと法律より容易にできるのではないかというふうに考えております。吉野川水系の河川整備計画というのは、やはり総合的な面から、またその運営において整合性のとれるような政策を実施していただきたいと思えます。

ちょっとまだ理解不十分なところがあるかもしれませんが、私の公述は以上です。どうもありがとうございました。

河川管理者

公述人 の方、どうもありがとうございました。

それでは続きまして公述人 の方、壇上へお上がりください。公述人 の方、公述をよろしく願いいたします。

公述人

私、実はちょっと体調を崩しまして、本来は美声ですが、今日は何かがら声になっていますので、ひとつご勘弁ください。

私は嶺北のNPO、「NPO団体れいほく活性化機構」というのですが、そこでのいろいろな活動を行っています。その中で、やはり早明浦ダムの水源を守り、あるいは土砂の流入を防ぐということで、「水源の森ネットワーク」というネットワークを皆さんで立ち上げました。現在、参加団体が10団体ぐらいありまして、山で間伐作業あるいは植樹、そういった活動を行っております。

ところが、それが活動のフィールドというか、活動するところすべてが山の上のほうでして、全く皆さんの目に触れんというところでやっておりまして、何となしに参加した方々が「できれば皆さんの目に触れるところで活動したいな」という話が時々出てまいります。できれば、早明浦ダムの湖岸等で活動の場があればなということで、本日お願いという形でこの壇上に立たせていただいております。

例えば、グリーンベルト事業でいろいろなものを植えましたが、それ以外でもまだまだ植えるところがあるのではないかと私は考えております。もちろんダムの左岸の場合は物すごく急峻なところで、これは子供なんかが入るのには大変危険でございます。ところが右岸のほうになりますと、斜面の緩やかなところがありますし、まだまだ探せば、そういった活動の場もあるのではないかと、そんなように考えております。

早明浦ダムというのは、もちろん四国へ水を供給することが一番の目的であろうと思いますが、地元にとりましてはやはり1つの観光資源でもあります。そういったことで、早明浦ダムの湖岸には桜を植樹しまして、だんだん病気になるかんようになりよるものもありますけど、また後へも植えておりますが、桜の時期になりますと、たくさんのお客さまが花見においでくれます。

ところが秋になりますと、やはり余りお客さんが来ないということもございます。できれば湖岸に広葉、落葉樹を植えて、秋のもみじも早明浦ダムへ行けばきれいだというような状態を作り上げたらどうかと、そんなようにも考えております。

私たちが今活動しておるところは、ロケーション的には大変きれいなところです。それで、いろんな団体が参加してくれます。後ほどスライドでお見せしますが、大阪のほうから年間4回ほどボランティア団体が自費を使って参加をしてくれますし、徳島県のNPO団体あるいは個人で参加してくれる方もおります。そういった方たちを運ぶのに小

型のバスも入らんというような山の上でして、8人乗りとか9人乗りの車でピストン輸送をしないといけないというような状態のところですので、できれば小型のバスだったらとめてすぐに作業ができるようなところがどこかないかなと、そんなように思って探しております。

私たちのこのボランティア団体は、第一には山の木を間伐し、低小木が生え、下草が生えて土砂の流入がなくなり、あるいは保水力ができて毎年のように大川の旧役場が出てくるといふことのなくなるような活動をとって、ずっと活動を続けております。

それでは、私たちの現在行っております活動の内容をスライドでしばらくお見せいたします。

これは大阪のほうから参加していただいた団体の方々です。

次へどうぞ。これが最初に始めた現場でして、この看板は相当のお金がかかっていまして、ここはもう間伐が終わりました。どこかへ移動しようかなと思っております。

次へどうぞ。これは荒れた山へ、何も植わってないところへ、徳島の新町川を守る会等が参加していただきまして植樹をしております。植種については、嶺北で育つような木ということで、木を選んで植えております。

どうぞ。これが新町川を守る会の参加者の方々です。

次へどうぞ。これが間伐をして3年たった山です。こうなりますと、土砂が流れることもありませんし、山が崩壊することもなくなります。下まで日が当たるし、下へは低小木あるいは草が生えまして、こうなりますと山は健全な山になろうかと思えます。

次、どうぞ。これは子供の参加で間伐体験をしております。子供たちも本当に小さな木を切ってもいきいきとして活動しております。

次、どうぞ。これも子供の体験です。木を倒すのにみんなで道のほうに倒したり、電線へひっかからんようにロープで引っ張って倒しております。

どうぞ。これも同じ子供の体験です。

こういったことで体験に参加してくれる方がたくさんおります。できれば、ダム湖の湖岸で小型のバスだったらそのまま行けて作業ができるというような場所を選定していただいて、もし選定のために我々が出ていいということになれば、私たちはいつでも参加をいたします。一番考えるのは、右岸のほうを見てもみますと、何かまだまだ木を植えたり、あるいは間伐をして見晴らしをよくするようないふところがあるように思えます。一度、皆さんで我々と一緒に右岸を回って選定をしていただけて、そこを自由に私たちが活動の場とし

て利用できるようになれば幸いに考えております。どうもありがとうございました。

河川管理者

公述人 の方、どうもありがとうございました。

それでは続きまして公述人 の方、壇上へお上がりください。公述人 の方、公述をよろしく願いいたします。

公述人

まず初めに、本日の公聴会の公述人に指定していただきまして感謝申し上げます。

さて、私は河川整備計画の原案に対し基本理念には賛同いたしますが、早明浦ダム下流の住民として原案に反対、修正を求める陳述を行います。

その反対の大きな理由は2つ。1つは、国が管理すべき一級河川をダム竣工以来、上流域の一部を県管理に指定し、吉野川上流の河川整備を放棄していること。そして、早明浦ダムの建設に伴う濁水及び上流域の洪水対策の誠実のなさの2点です。

整備計画の基本理念は、「(1)安全で安心できる吉野川の実現」、「(2)河川本来の自然環境を有する吉野川の再生」、「(3)地域の自然・景観・社会環境に調和し個性ある吉野川の創造」としています。

それがどうでしょう。早明浦ダム下流の住民は、課題の中でも述べられているとおり、昭和48年のダム完成以来、たび重なる大洪水に脅かされるとともに、濁水放流の長期化に悩まされ続けてきました。国はダム建設当時、80年に一度の洪水にも対応できる、ダム建設中も建設後も水は濁さないと地元住民に約束をいたしました。しかし、ダムができて34年、計画最大放流量を超える放流を2回も実施し、下流域の浸水被害が発生しています。

また、吉野川にいた希少魚類であるヤツメウナギやセゴリ、オコゼなど多くの魚類が姿を消しました。もしダムがなければ、四万十川と同様に清流吉野川として川漁や観光資源などに活用できた吉野川は、地域活性化、過疎対策の切り札になっていたはずです。

しかし、現状の吉野川はダムに砂がせきとめられ、濁水により川底や川岸、岩や石に泥が付着、河原にはヨシや樹木などが茂っています。また多くのキャンプ客で賑わった河原の砂地は減少するとともに、泥をかぶり河原はやせ細ってしまいました。国直轄区間の下流域ではレキ河原の再生をうたっていますが、県管理区間の吉野川は見る影もない状態です。

また、洪水対策でもある洪水調節は、県整備計画では対処できません。ダム操作管理の問題です。過疎地でも人は住んでいます。私は池田ダム下流中心の本整備計画は早明浦

ダム下流から池田ダム間の県管理区間の犠牲のもとに成り立っていることに、どうしても納得することができません。下流の人たちも心苦しいと感じていることと思います。

そもそも国策として実施する以上は、下流域も上流域も等しく吉野川総合開発での利益を受ける施策でなければおかしいのではないのでしょうか。国交省は、自分たちが作った省令の直轄の条件を当てはめ、県管理だからだとか人口が少ないから、地方分権だからとかといってダム下流域の諸問題を県に責任転嫁する施策をとっています。都市部と中山間部との格差を作ることが国策なのでしょう。私はこんな対応をしていると、今後のダム整備計画はダム下流域の住民や地方公共団体の賛同が得られず、行き詰まると危惧いたします。

以上のことを踏まえ、次の4項目について修正要望をいたします。

まず初めは70ページ、「3. 河川整備計画の目標に関する事項」、河川の計画対象区間についてです。早明浦ダム下流の県管理区間の問題については前述、縷々述べてきましたが、治水、河川環境の整備、河川空間の利用など下流域と上流域の整合性を図り、整備計画を公平公正な国策にするため、是非早明浦ダムから池田ダム間の区間を濁水被害の著しい河川環境保全救済流域として国直轄区間に変更することを強く要望いたします。

また71ページ、対象期間等については、河川整備計画の見直し要件に住民の声による見直しの文言がないのは片手落ちと思われます。課題や情報の共有、官民協働の観点から、見直しについては地方公共団体及び住民の意見に基づいての文言追加を要望いたします。

2つ目は、早明浦ダムに起因する濁水解消対策についてです。濁水は人災、これが地元の共通認識です。したがって私たちは、濁水対策は費用対効果の検討でなく災害対策として国が責任をもって実施すべき対策と思っています。「4. 河川整備の実施に関する事項」の127ページ、「(3) 水質の保全」では、「早明浦ダムにおける洪水後及び濁水時の濁水長期化を軽減するために、関係機関と連携し今後とも貯水池の適正な維持管理及び濁水発生の実態把握に努める。また、選択取水設備の運用や底泥除去を継続するとともに、さまざまな検討及び対策を今後も引き続き行う」と現状対策の記述になっています。

この項目は今後30年間の実施に関する事項なので、濁水被害流域の住民としてはもう少し具体的な対策の策定を要望いたします。私たちは、もう我慢の限界です。問題になっている濁水は、濁水期の放流時に発生しています。濁水対策は発想を変え、ダム上流だけでなく下流でも対策を講ずるべきではないか。具体的には、ダム下流に濁水期専用の河道を設け、濁水をろ過し、きれいな水を本流に戻していただきたい。是非文中に濁水対策と

して、「早明浦ダム直下に濁水ろ過設備を設置する」の文言追加を強く要望いたします。

3つ目は洪水対策についてです。「4. 河川整備の実施に関する事項」の96ページ、「6) 上流ダム群の改良等」で記載されているとおり、洪水調節機能の強化及び濁水対策のため、低い貯水位でも放流できる施設の改築に賛成です。利水容量の拡大のためにも早急に実施されることを期待しています。

ただ過去の洪水に伴う現状のダム操作にダム直下の住民は不安を持っています。国管理区間では、徳島県岩津地点に目標流量が定められ、ダムの洪水調節がなされています。当然ながら、本整備計画の対象外である県管理区間では、目標流量は策定されていません。したがって、早明浦ダムでは計画最大放流量 $2000\text{m}^3/\text{s}$ 以内であれば、下流の家屋や田畑が浸水していてもダム放流は管理上、問題ないことになっています。

しかし、これはダム直下の地域住民にとっては大問題です。とても安全、安心な吉野川とは言えません。ダム下流が県管理区間といえども一級河川の管理は国管理が基本です。岩津地点の目標流量を達成するためにも上流に目安となる目標流量を定め、池田ダムと貯水容量の大きい早明浦ダムで早目に洪水調節を図るべきではないでしょうか。洪水を安全に流下させるための対応策として、本山町汗見川との合流地点に計画高水流量を定めることを要望いたします。

最後4つ目は河川環境の改善についてです。53ページ、「2-2-4 動植物の生息・生育・繁殖状況」と75ページ、「1) 動植物の生息・生育・繁殖環境」の見出しを記述内容に見合うように魚類を追加し、「魚類及び動植物の」に訂正を求めます。魚類、動植物の生息、生育等には水質の確保と適度な水温の保持が重要と考えます。

75ページ、「3-5-2 河川環境の整備と保全に関する目標」で述べられているように、「外来生物(植物)対策として、川が本来持っている洪水営力を可能な限り利用して、除去及び侵入・定着しにくい河道状態の再生を図る」に私も賛成ですが、魚類の生息・生育・繁殖環境対策にもなると思われます。下流の水質や河川環境を守るには上流から河口まで河川環境をモニターし、対策を講じなければなりません。

53ページ、「2. 吉野川の現状と課題」では、吉野川上流域は「(源流～池田ダム)」になっています。できれば、県管理区間も河川水辺の国政調査などを実施し、河川環境の現状把握と附帯対策を講じていただきたい。特に濁水による環境破壊は吉野川に流入する支流河川の水により希釈されますが、土砂量は変わりません。魚類、動植物の生育・繁殖・レキ河原の再生には濁水による泥の付着、底泥は重大なファクターです。した

がって、「濁水などにより発生した底泥など泥を除去するためにダム放流による河川環境の改善」の記述追加を要望いたします。

また魚類など生息・生育には水温も重要ですが、原案には記述がありません。早明浦ダム下流にサンショウウオや魚類がたくさんいたころは、水は澄み本流のほうが支流より水温が高い状態でした。しかし、現在の水温は本流のほうが低水温です。将来、ダム下部に放流管を完成し放流が開始されれば、さらに本流の水温は下がり、魚類などの生息、生育に重大な影響があると考えられます。現在の基準を再検討するとともに、住民周知、情報共有などの理由により、本整備計画のダム管理の項目に放流水の水温基準を策定していただきたく要望いたします。

さらにアユの遡上には河口から上流まで遡上する河川が基本のはずですが。現在、本山町にはアユの遡上は確認されていません。当然のことながら、本山町上流の直轄区間である早明浦ダム上流にもアユが遡上していないはずですが。

75ページには「堰等の河川の横断構造物においては、概ね魚道機能が維持されていることから、アユ等の遡上も確認されており、今後も河口から上流にかけての移動の連続性を確保できるように維持管理を行う」となっています。しかし、文中にある「概ね」ではアユは上流まで遡上しません。したがって、「維持管理を行う」では上流域の住民として納得はできません。現在の県管理区間も含めた対策を要望するとともに、この文言を「概ね魚道機能が整備されているが、今後も河口から上流にかけての移動の連続性を確保し、アユが吉野川上流まで遡上できるよう整備する」に修正を求めます。

オバマ大統領は「For the world has changed, and we must change with it」と訴え、民衆の心をとらえました。

河川管理者

申しわけございません。時間が来ておりますので発言をやめていただけますよう、よろしく申し上げます。今16分なので手短に申し上げます。

公述人

はい。国交省の皆さん、自然環境は変わり、雨の降り方も変わり、環境保全に対する社会環境も変化してきました。河川整備のあり方も変わらなければならない時期に来ているとは思いませんか。下流域の利益だけを国策にする考え変え、上流域の利益も考えることを要望するとともに、パブリックコメントやこの公聴会の開催が単に実施しただけの実績づくりや、枝葉の修正だけで終わらせるようでは税金の無駄遣いと言わざるを得ま

せん。本整備計画が上流、下流の隔てなく、住民がともに安全と安心を享受できる整備計画になるよう行政の原点に返り真剣に検討されることを期待し、陳述を終わります。どうもご清聴ありがとうございました。（拍手）

河川管理者

公述人 の方、どうもありがとうございました。

以上をもちまして、公述人による公述を終了させていただきます。公述人の皆様、どうもありがとうございました。また傍聴人の皆様におかれましては、円滑な議事進行にご協力いただきまして、まことにありがとうございました。本日いただきました公述意見につきましては、要旨を取りまとめましてニュースレターとして流域の皆様にご報告させていただきます。

なお、今回の公聴会内容につきましては、本日公述できなかった方も含め、すべての公述意見及び発言内容、配付資料について、個人名、不適切な発言等を除き、後日吉野川水系河川整備計画ホームページにて公表させていただきます。

また、本日の公聴会をお聴きいただいた上でご意見、ご質問がある場合には、配付しております意見記入用紙、もしくは意見募集チラシにご記入の上、投函ください。パブリックコメントとして取り扱わせていただきます。意見記入用紙につきましては、本日受付のほうに回収箱を用意しておりますので、そちらのほうにご投函いただきますよう、よろしく願いいたします。また、はがき付きの意見募集チラシにつきましては、3月15日までに郵送にて送付させていただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

本日公述できなかった方も含め、すべての公述意見及び会場の方々からお書きいただきましたご意見並びにパブリックコメントにつきましては後日整理させていただき、四国地方整備局の考え方を付して公表させていただくとともに、今後の整備計画案作成におきましてできる限り反映させていただくこととしております。

閉会

河川管理者

それでは、以上をもちまして公聴会を終了させていただきます。皆様、お気をつけてお帰りください。本日はどうもありがとうございました。

〔午後 2時 1分 閉会〕